

公印省略

7 障 第 1 5 7 2 号
令和 7 年 1 0 月 2 1 日

障がい福祉サービス事業所等 管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室長

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた場合の
措置に係る要件等について（通知）

本県における障がい福祉の推進につきましては、平素より格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

県では、やむを得ない事由によりサービス管理責任者または児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）が欠如した場合に、一定の要件を満たした者をサービス管理責任者等とみなして配置（以下、「みなし配置」という。）するための協議を行っているところです。

この度、みなし配置のための要件等について改めて下記のとおり整理しましたので、貴職におかれましては、必ず事業所内で共有していただきますようお願いいたします。

記

1 みなし配置の要件について

みなし配置が可能な事例は、下記（１）、（２）のような場合であって、かつ、後任のサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合であり、法人の定期異動や定年退職など、事前に法人が把握し対応ができたものについては、やむを得ない事由として認められないこと。

また、県ホームページにみなし配置に係る Q & A を掲載しているので、協議前に必ず確認すること。

（県HP：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sabijikan-youken.html>）

（１）サービス管理責任者等が死亡、失踪、急病等により勤務不可となった場合

(2) 概ね 30 日以内に退職の申出があり、法人として退職を予期できなかったことに責に帰すべき事由がないこと

2 みなし配置を行っている事業所における第 2 サービス管理責任者等の配置について

みなし配置されているサービス管理責任者等のもとでは、実践研修受講までの OJT 期間を 6 月以上に短縮するための措置に係る第 2 サービス管理責任者等の配置は行えないこと。

なお、本通知施行時点において既に第 2 サービス管理責任者等を配置しており、かつ、指定権者に対し第 2 サービス管理責任者等として従事することについて届出を行っている事業所については、本年度中にみなし配置されているサービス管理責任者等に実践研修を修了させるなどの措置を講じ、必ずみなし配置を解消すること。

3 みなし配置期間について

みなし配置の期間については、原則として 1 年とすること。

4 修了証の提出について

令和 7 年 8 月 29 日付け 7 障第 1209 号「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の経過措置について（通知）」においても通知したところであるが、サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置により配置されていたサービス管理責任者等で、サービス管理責任者等実践研修又は更新研修の修了証を提出されていない事業所については、速やかに各窓口に提出すること。